

## ○美幌町附属機関に関する条例

(平成25年3月19日美幌町条例第6号)

改正 平成26年3月19日美幌町条例第2号 平成26年12月10日美幌町条例第14号  
平成27年3月19日美幌町条例第4号

### (設置)

第1条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり本町に執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について審査、審議等を行うものとする。

### (組織及び構成)

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

### (臨時委員及び専門委員)

第4条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員若干人を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、附属機関に専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、その特別の事項について学識経験又は密接な関係を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

4 専門委員は、その専門の事項について学識経験を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

5 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解嘱されるものとする。

6 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了した時は、解嘱されるものとする。

### (美幌町総合計画審議会の参与)

第5条 美幌町総合計画審議会に、必要に応じて参与若干人を置くことができる。

2 参与は、町長が委嘱する。

3 参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

### (任期)

第6条 委員の任期は、それぞれ別表に掲げる期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

### (会長等)

第7条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

2 会長等及び副会長等の選任については、それぞれ別表に掲げる方法により選任するものとする。

3 会長等は、当該附属機関の会務を総理する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

|   |   |       |   |          |                                     |     |
|---|---|-------|---|----------|-------------------------------------|-----|
|   |   |       | <p>員<br/>・美幌町の職員<br/>・指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員<br/>・国民の保護のための措置に関する知識又は経験を有する者</p>   |          |                                     |     |
| 美幌町情報公開・個人情報保護審査会<br>(美幌町情報公開条例)<br>(美幌町個人情報保護条例) | <ul style="list-style-type: none"> <li>公文書の公開等の決定に対する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てについての審査</li> <li>個人情報の収集、利用及び提供について意見を述べること</li> <li>個人情報の開示決定等、訂正決定及び利用停止決定等に対する行政不服審査法の規定に基づく不服申立てについての調査審議</li> <li>個人情報保護制度に関し、諮詢に応じて調査審議し意見を述べること</li> </ul> | 5人以内  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者</li> </ul>   | 2年       | <p>会長<br/>副会長<br/>委員<br/>※委員の互選</p> | 総務部 |
| 美幌町自治推進委員会<br>(美幌町自治基本条例(平成23年美幌町条例第8号))          | <ul style="list-style-type: none"> <li>美幌町自治基本条例第49条第2項に基づく町長の諮詢事項の審議及び答申</li> <li>美幌町自治基本条例第49条第3項各号に規定する事項の審議及び提言</li> </ul>  | 10人以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治について識見を有する者</li> <li>町内に住所を有する者、町内で働き又は学ぶ者及び事業活動その他の活動を営む者のうち公募に応じた者</li> <li>その他町長が適当と認める者</li> </ul> | 2年       | <p>会長<br/>副会長<br/>委員<br/>※委員の互選</p> | 総務部 |
| 美幌町総合計画審議会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>町長の諮詢に応じ、美幌町総合計画及び国土利用美幌町計画について審議し意見を述べること</li> </ul>  | 25人以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治について識見を有する者</li> </ul>   | 2年       | <p>会長<br/>副会長<br/>委員<br/>※委員の互選</p> | 総務部 |
| 美幌町行政改革推進委員会                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>美幌町の行政改革の推進に関する諮詢事項の調査審議</li> </ul>  | 10人以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>町政について識見を有する者</li> </ul>   | 3年       | <p>会長<br/>委員<br/>※委員の互選</p>         | 総務部 |
| 美幌町国民健康保険運  | <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険事業の運営に関する</li> </ul>   | 9人以   | <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者を代表する者</li> </ul>  | 2年(国民健康) | <p>会長<br/>委員</p>                    | 民生部 |